

第 259 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 6 月 12 日（水曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 6 管理年度
における知事管理漁獲可能量の設定

（3）その他

①TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況

②全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会

③さかなかご漁業実態調査

第259回海区委員会
資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和6年6月12日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
ひきなわ漁業	1隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	8月1日から2月15日まで	なし
刺網漁業	2隻		—			一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1カ月間
刺網漁業以外: 公示日から2カ月間

令和 6 年 月 日公表

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの期間）における知事管理漁獲可能量は次のとおりとする。

1 大阪府に配分された漁獲可能量

まさば及びごまさば太平洋系群 ： 現行水準

2 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大阪府まさば及びごまさば漁業	現行水準